

# 「リユース（リサイクル）ショップ」 を市民のみなさんへ紹介します！

新居浜市では、まだ使用できる品物をごみとせず繰り返し使う「リユース（再利用）」を促進するため、古着、中古品などの販売、製品の修理（家電、家具の修繕）などを行っているリサイクルショップ等の販売店を市民のみなさんへ紹介します。

新居浜市リサイクルショップ等情報に登録申請いただいた情報は、本市ホームページに掲載するほか、市民のみなさんからの問合せ時に情報提供させていただきます。

## 対 象

次に掲げる事項をいずれも満たしている市内のリサイクルショップ等の店舗  
（ただし、製品の修理のみ行っている店舗は1を除く）

- 1 古物営業法(昭和24年5月28日法律第108号)第3条第1項の許可を有する古物商(以下、「古物商」という。)であり、古物営業法施行規則(平成7年9月20日国家公安委員会規則第10号)第2条に規定される古物の区分のうち、次に掲げる区分を取り扱っている販売店であること。
  - (1) 衣類
  - (2) 時計・宝飾品類(ただし、宝飾品類のみを取り扱っている場合を除く。)
  - (3) 自転車
  - (4) 写真機類
  - (5) 事務機器類
  - (6) 機械工具類
  - (7) 道具類(ただし、ビデオテープ・CD類のみを取り扱っている場合を除く。)
  - (8) 皮革・ゴム製品類
  - (9) 書籍
- 2 市内の常時設置されている店舗で営業していること。

## 申請方法

「新居浜市リサイクルショップ等情報登録申請書」に必要事項を記入の上、以下の添付書類を添え、新居浜市環境部ごみ減量課までFAX、郵送又は電子メールで提出して下さい。

【添付書類】(メールによるデータ提出可)

- 古物営業法第3条第1項による古物商の許可の写し
- 標識・店舗の外観の写真データ

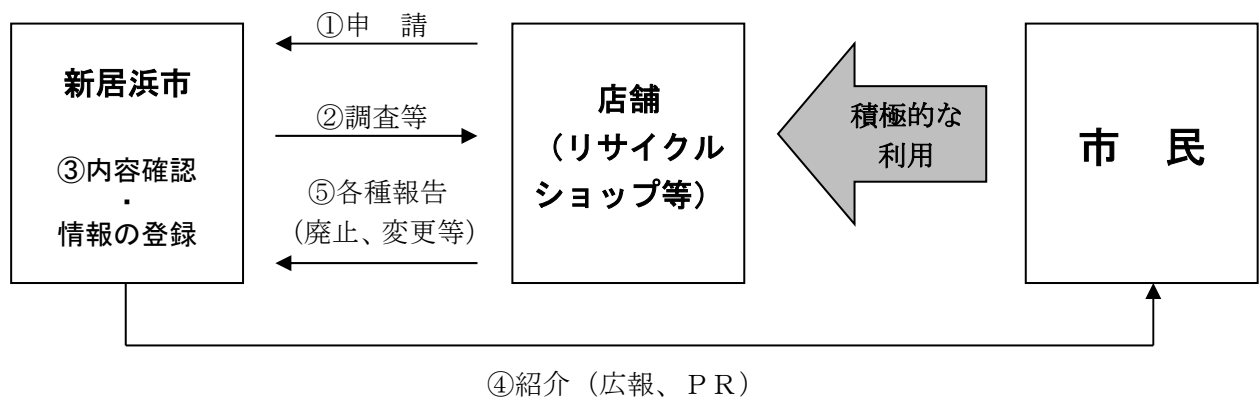
※「標識」とは、公安委員会の許可番号、主な取扱品(例：衣類商)、古物商の名前が入った16cm×8cmの金属・プラスチック又は同等以上の耐久性をもつものです。

### 申請内容の有効期間等について

申請内容の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度3月31日までとし、登録辞退の申し出がない場合、自動的に更新するものとします。

ただし、古物営業法（昭和24年5月28日法律第108号）第3条第1項の許可を失った場合や、法律に違反若しくは公序良俗に照らし相応しくない営業をした場合、新居浜市が実施する調査を拒んだ場合には紹介を取りやめる場合があります。

### 市民への紹介のしくみ



#### 【問合せ】

新居浜市環境部ごみ減量課  
〒792-8585  
新居浜市一宮町一丁目5番1号  
TEL 65-1252 FAX 65-1255  
e-mail gomi@city.niihama.lg.jp